

協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

平成29年 春号

HEADLINE

◆学生アルバイトに関する「再要請」を読む

平成29年3月31日付で厚生労働省及び文部科学省の連名による「学生アルバイトの労働条件の確保について」の再要請が当協会にありました。再要請では、さらに具体的な事象・事例を明示していますので、学習塾における講師等の労働条件の確保に対する行政庁の力の入れようがうかがえます。再要請の「経緯・背景」と「要請のポイント」を探ります。

◆協会がこの2年で成した“10”のこと

公益社団法人移行後は、行政をはじめとする社会各層からの様々な要望・要請への適切に対応したり、社会的事象や事故等の発生による業界への影響を検討するなど、重要な課題を公益の立場に立って向き合うこととなりました。公協会がこの2年間に向き合ってきた重要事項10項目をご紹介します。



◆その他の項目

- 合格実績に関する自主基準 ●全国読書作文コンクール ●安心塾バイト認証制度
- JJAインフォメーション 学習塾講師検定／学習塾認証制度

学生バイトに関する「再要請」を読む

学習塾は子供たち・保護者のニーズに応えるためにより良い学習サービスを日夜提供しています。その協働する大切なパートナーとして学生アルバイトの皆さんに、事業者は真摯に適正に対応いたします！すべての事業者がこの機会に再点検を！！

平成27年12月24日に当協会は厚生労働省及び文部科学省から、一部の学習塾においては、労働条件の明示が適切になされていないことに加え、引き続き、講師が授業以外の時間に行った質問対応や報告書の作成等に要した時間が労働時間として適正に把握されず、これらの時間に対する賃金が支払われていないなどの事案が認められたとして、「学生アルバイトの労働条件の確保について」の題する要請文を交付されました。

主な要請内容は、「労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令を遵守すること」、「学生の本分である学業とアルバイトの適切な両立のためのシフト設定などの課題へ配慮すること」でした。

同時に厚生労働省は「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」を公表し、周知と活用の勧奨を行いました。当協会はこの自主点検表に基づいた安心塾バイト認証基準を策定し、同認証基準に適合した事業所認証にマークを付与する「安心塾バイト認証制度」を昨年12月26日に開始いたしました。

平成29年3月31日付で厚生労働省及び文部科学省の連名による「学生アルバイトの労働条件の確保について」の再要請が当協会にありました。前回の要請から1年3か月後のこととなります。

平成27年12月の要請の折にも「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」を明示



するなど、法令違反となる事項やそのおそれとなる事項を具体的に明示する等、行政庁としてはきわめて珍しいケースといえましたが、今回の再要請では、さらに具体的な事象・事例を明示していますので、学習塾における講師等の労働条件の確保に対する行政庁の力の入れようがうかがえます。

本項では、この再要請について取り上げます。再要請文は、「経緯・背景」と「要請のポイント」に分かれます。

まず、経緯・背景について。

＜学生のアルバイトの労働条件の確保については、厚生労働省から学習塾の講師の労働条件の確保について要請を行い、貴会におかれましては、精力的にお取り組みをいただいている＞ものの＜昨今、学生アルバイトをめぐるトラブルが各種報道で大きく取り上げられ、中には労働基準法違反が疑われる事案が存在するなど、引き続き、社会的に大きな課題となっている＞としています。その具体的な事例として＜労働条件の明示や賃金の支払いといった基本的な事項が守られていない事案な



ど、学生アルバイトの無知につけいるような事例>や、いわゆる「コマ給」を原因とした賃金不払等の労働基準法違反>を挙げています。

次に、要請のポイントについては、2つあります。

まず1つ目は、<4月～7月を「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンとし、アルバイト問題に関する重点的な周知・啓発のほか、若者への相談対応の充実などを図るので、下記の事項の周知を協会や業界団体を通して呼びかけています。

- ・労働契約の締結の際の労働条件の明示
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」*¹に基づく労働時間の適正な把握
- ・賃金の適正な支払い
- ・学業とアルバイトとの適切な形での両立のためのシフト設定に際しての配慮
- ・フランチャイズ形態における加盟店への適切な指導
- ・労働条件の確保に向けた厚生労働省の取組の周知

2つ目は、厚生労働省が「学習塾における講師等の労働条件の確保について」*²に基づく各種の取組を実施するので、事業者にも協力を呼びかけています。

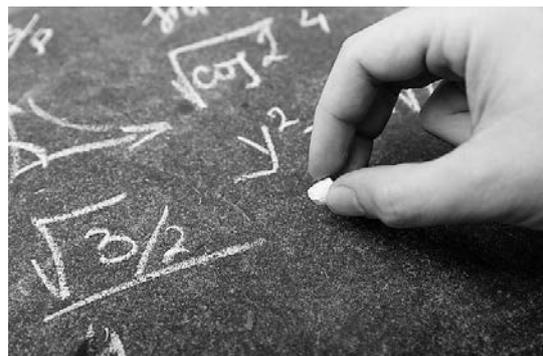
今回の再要請に際して学習塾事業者のみならず、皆さまにとって留意する必要がある点は2つあると思います。

1つは、厚生労働省労働基準局から都道府

県労働局あてに発出された「学習塾における講師等の労働条件の確保について」の通達に関してです。その文中にもはっきり書かれているように、<学習塾の中には、「授業の1コマ」等を単位として賃金額を決定し、講師に支払う賃金形態があることなどを原因として、賃金不払等の労働基準法違反が生じているなどの問題がみられる。ついては、学習塾の講師等の労働条件を確保する上での重点事項等を下記のとおり取りまとめたので、これにより、学習塾における労働基準関係法令の遵守の徹底に万全を期されたい。>という意味を通達していることです。この通達を踏まえて労働基準監督署の臨検等の増加する可能性があります。

もう1つは、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」です。このガイドライン趣旨の冒頭に、<労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。>と「法律」と「労働時間を適正に把握する責務」の関係を明示した上で、<本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。>と続けて、「労働時間を適正に把握するための措置」を詳述したものが「ガイドライン」であることを明確にしています。

「学習塾における講師等の労働条件の確保について」及び「労働時間の適正な把握のため





に使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」はいずれも当協会ホームページから見る事ができます(正会員のみなさまには協会ニュースに同封)ので、よくお読みいただければと存じます。

前掲の通達における学習塾講師の労働条件を確保する上での重要事項について、いくつか挙げてみます。

○適切な賃金の支払いでは、授業とそれ以外の業務(例えば、テスト監督、採点、終礼、生徒の送迎等)を類別して細かく明記し、時間単価が異なる場合はその旨も含めて労働条件通知書に記載すること。

○生徒1~3名程度に対して個別に授業を行う塾において、生徒の都合で授業が取りやめとなり、代替の業務に就かせていない等によりその日の賃金が平均賃金の6割に満たない場合は、その差額を支払う必要があること。

では、前掲のガイドラインにおける「労働時間」の定義や考え方を見てみます。

<労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

・使用者の指示により、就業を命じられた業

務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間

・使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間

・参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間>さらに事業者にとって悩ましいのは次の記述です。

<労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。>

規則規定を定めるだけでなく、現場現場で適正に回しているのかが問われることになるのです。

前掲の通達文の終わり近くには次のようにあります。

<労働者からの相談等各種情報から労働基準関係法令上の問題が疑われる学習塾に対して、的確に監督指導を実施し、上記重点事項を中心に必要な指導を行うこと。>

いま、確実に「学習塾」の労務力が問われています。十分な点検と必要に応じた改善をよろしくお願いいたします。

この2年——協会が成した10のこと

平成27年度から平成28年度にわたるこの2年の主な軌跡を10の出来事で振り返ります！

協会が公益社団法人に移行してからこの4月で丸4年が過ぎました。

公益社団法人とは、不特定多数の人の利益を実現することを目的として、公益を目的とした事業を行う法人です。

移行後は、行政をはじめとする社会各層からの様々な要望・要請への適切に対応したり、社会的事象や事故等の発生による業界への影響を検討するなど、重要な課題を公益の立場に立って向き合うこととなりました。

協会がこの2年間に向き合ってきた重要事項10項目をご紹介します。

①全国塾コンソーシアム協議会の設立・運営

平成27年4月に民間教育事業者団体10団体からなる個々の団体の独立性は最大限に尊重する、緩やかな協議体として設立しました。消費者や行政をはじめとする社会各層から頻繁にさまざまな要望や要請に適切に対処すべく学習塾を含む民間教育を主業とする事業者の広域諸団体が一堂に会し、塾業界、民間教育業界およびわが国の教育全般にかかわる事項に関して定期不定期的に連絡・協議を行う「場」を設けることを目的としています。

本会の設立・維持により、業界が共有して理解、努力、遂行していく事案の履行が飛躍的に容易になった。また、全国塾コンソーシアム協議会の設立については朝日新聞や日本教育新聞で取り上げられました。

②教育再生実行会議第9次提言に関する要望書の提出

平成28年9月16日付で教育再生実行会議第9



全国塾コンソーシアム協議会設立総会

次提言の「学習塾」に関する表現についての要望書を教育再生実行会議座長あてに提出しました。発信者は協会を筆頭に14団体。

今般の教育再生実行会議第9次提言という重要文書における、「学習塾等に行かなければ」という特定の業界・特定の職種に限定した否定的とも受け取られかねない表現について、

- ・特定の業界及び職種に限定した記載に関する必要性の検証
 - ・「学習塾等に行かなければ」という表現に関する誤認性の低減
- の2点を要望しました。

また、教育再生実行会議第9次提言に関する要望書提出の話題は業界誌でも取り上げられました。

③青少年の学力向上を目的とした民間教育の振興に関する研究開始

学習塾は教育支援業として日本産業分類に独立して明記されているものの定義や役割を法律で定められたものではありません。

消費者や行政からさまざまな要望や要請があ

る現状に鑑み、国民が安全で安心して利用することができるよう学習塾業の経営への信頼性を高め、学習塾の学習サービスの利用の拡大、学習塾の学習サービスの高度化、国及び地方公共団体等との連携協力の促進に関する措置等を講じ、もって豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする法規範を含む多角的な研究を平成28年11月から開始しました。

④安心塾バイト認証制度の構築・運営開始

平成27年12月24日に厚生労働省及び文部科学省は学習塾業界などに向けて学生アルバイトの労働条件の確保について、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与などの労働基準関係法令遵守などの《要請》を行いました。

ブラックバイト報道もあり、講師人材の不足が深刻化しています。

学習塾業界の労働環境の整備を求める声が高まっていることもあり、平成28年12月26日付、安心塾バイト認証制度を開始しました。制度構築着手から内閣府の公益目的事業認定まで9か月以上かかった難産の末のスタートと



緊急セミナー「いま問われる学習塾コンプライアンス」

なりました。

⑤民間教育産業界の不祥事への適切な対応

平成26年7月に発覚したベネッセホールディングスによる個人情報漏えい事件は、民間教育産業界の不祥事となり、当協会も業界を代表して経済産業省から要請を受けるなどその後も長く尾を引きました。

平成27年12月には厚生労働省及び文部科学省から学生アルバイトの労働条件の確保について法令遵守の周知徹底の要請を受けました。当協会は他業界が着手していない労働環境に関する認証の取り組み「安心塾バイト認証制度」を構築。厚生労働省、文部科学省からも評価を受けました。

また、平成28年10月31日には経済産業省から消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について要請を受けました。学習塾も営む家庭教師派遣業者による違法事案を受けてのことです。当協会は学習塾事業者にホームページで周知徹底を喚起するとともに、翌年1月には緊急セミナーを開いて中小企業庁担当官による講演を行いました。

以上のように民間教育産業界の不祥事への適切な対応を行い、業界全体の信用失墜を防いでいるところです。

⑥公教育連携事業の拡大





平成22年度の大阪府大東市からスタートした土曜教室をはじめとした地方自治体との業務委託事業は、公教育を前提とした生徒・児童の健全な成長を補完に適うものであること、日々の学習の一助になることを明確に基本としており、文部科学省も土曜日の教育活動支援の一事例としてこの取り組みを公式に取り上げています。

現在は、四市二町に拡大しており、さらに新たな地方自治体から要請の声が届いています。

⑦ 貧困対策など国の施策への適切な対応

親の貧困・経済格差が子供の教育格差による低学力・低学歴という負の連鎖を断つために国が子供の貧困対策を推進しています。協会の官民連携事業の多くは地方自治体のそうした取り組みを反映しています。

平成28年4月27日、政府主催の「子供の未来応援国民大会」（東京・大阪）に教育関係団



体として当協会が参加。子供の未来応援国民運動の協力団体の発言機会があり、当協会は、「私たちは子供の未来応援国民運動における「貧困家庭を救う4つの支援」のうち、私たちが生業とし、その得意とするところの「学び」の分野での支援についてご協力できると考えている。協会は6年前から、地方自治体から要請を受けて、勉強する意欲と力があっても家庭の事情などで塾などに通っていない小中学生の学習支援をスタートしております。現在、この動きは確実に広がりを見せている。協会はより多くの民間教育事業者団体と連携しながら、こうした「学び」の分野でできるかぎり最大限の支援を約束する。」という主旨のアピールを行いました。この様子はNHKニュースや政府系 YouTube 等で取り上げられました。

⑧ 定款改正による理事定数の拡充

平成26年12月の定款改正において、理事定数の上限を20名から25名に増やしました。これによって平成27年度の改選で理事25名が選任され、現在に至っています。

より多くの役員の協会活動への尽力はその充実と発展の大きな原動力となっているところです。

⑨ 協会財政の黒字化

平成22年度から続く借入金を完済し、平成28年末現在まで黒字への転化を実現しました。

⑩ 協会事務局の移転等の事務局改革

平成28年4月に協会事務局を豊島区目白から同区南大塚に移転した。保証金返還や賃料縮減などで財政的に大きな成果を見ました。また、職員の適正配置や個人情報保護体制の構築など、総合的な事務局改革を行いました。

合格実績表示に「安全安心」を！

学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準及び同実施細則（以下「自主基準」といいます）は、法令とは別に、当協会が定めたもので、学習塾事業者が、消費者の保護の観点に立って、適正に情報を提供するために自主的に取り組むべき内容をまとめたものです。

当協会では、自主基準における合格実績に関する規定に関して自己点検をしていただくことを推奨しております。

自社の合格実績に関する表示について、『公益社団法人全国学習塾協会 合格実績に関する自主基準 自己点検チェックシート』に適合している場合、自社のホームページ等にお



いて、以下の文章（二重線枠内）の使用を容認いたします。（ただし、使用する場合は、チェックシートをあわせて掲載することがのぞましい。）

使用した際には、当協会にご報告ください。

当塾（株式会社〇〇等）は、公益社団法人全国学習塾協会が定めた合格実績に関する自主基準に照らして自己点検を行いました。

自己点検チェックシート

※協会サイトから excel 形式の自己点検チェックシートをダウンロードすることができます。

【誇大広告等の禁止】

- 当塾は、「日本一」「全国一」「ナンバーワン」「最高」「最大」などの最高級の優位性又は唯一性を意味する用語は、客観的事実に基づく数値又は確実な根拠なしに使用しません。
※使用する場合には、客観的データも合わせて掲示するか、データの明示を要求された時に即対応できるよう準備完了した状態で使用します。
- 当塾は、公益社団法人全国学習塾協会より資料の提出を求められたときは、定められた期日までに客観的事実に基づく数値又は確実な根拠を示す資料を提出します。
- 当塾は、「完全」「100%」「絶対」等の完璧性を意味するような用語は使用しません。
- 当塾は、「全員合格」「〇〇点上昇確実」等生徒の将来を保証するような表示は使用しません。

【合格実績に関する情報開示】

- 当塾は、塾生の範囲を決定するための基準を、受験直前の6ヶ月間の内、継続的に3ヶ月を超える期間、当塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者としています。
- 当塾は、合格実績を表示する場合には、対象となる生徒の範囲を明示しています。

当塾は、合格実績を表示する場合には、当年度実績であるか、または過年度の累計・積算であるかを明示しています。

当塾は、受験直前に集中講義等を受講し、その受講時間数が50時間を超える場合には、在籍期間にかかわらず塾生徒にカウントする場合があります。

当塾において、3ヶ月又は50時間の受講内容は、正規の授業若しくは講習でかつ有料のものであり、体験授業・体験講習・無料講習・自習・補習、単に教室にいただけの自習時間等は含んでいません。

当塾は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、事業主体となる広告主体及び合格実績が次の各号のいずれかに該当するかを明示しています。

(1) 事業主体の全部

(2) 分教室の一部

(3) チェーンシステムにおける同名塾全体

ただし、FC(フランチャイズチェーン)・RC(レギュラーチェーン)の有無を問わない

(4) チェーンシステムにおける同名塾の一部

ただし、FC・RCの有無を問わない

(5) 提携塾(資本の同一性或いは資本占有率は不問)全体

(6) 提携塾(資本の同一性或いは資本占有率は不問)の一部

(7) 事業主体における地域又はグループ等、特定される一部

当塾は、前項目のうち⁽¹⁾・⁽³⁾・⁽⁵⁾・⁽⁷⁾号の場合、提携する各塾個別の合格実績が消費者に認知できるように表記しています。

当塾において、合格実績の人数表示は、学校別に表示しています。

当塾において、合格実績の表示は、学校群またはグループ分けて表示していません。

当塾において、合格実績の表示は、小学校・中学校・高等学校・大学それぞれの合格数を積算しての表示はしていません。

当塾において、大学の合格実績表示は、学校別に表示しています。

当塾において、大学の合格実績表示は、学部・学科別に表示しています。

当塾は、生徒の氏名を公表する場合、生徒本人だけでなく保護者の同意を得ています。

当塾は、生徒の写真・映像・画像等、及び文章等を公表する場合、生徒本人だけでなく保護者の同意を得ています。

当塾は、生徒のイニシャル(一字以上)を公表する場合、生徒本人だけでなく保護者の同意を得ています。

(本基準において、同意を得るとは、個人情報に関する同意内容を交付し、生徒・保護者の署名・捺印をした「個人情報同意書」を当該広告関係者全員から得て、保管・管理しておくことをいいます。)

当塾では、公益社団法人全国学習塾協会より資料の提出を求められたときは、定められた期日まで前項に記す資料(個人情報同意書)を提出します。

当塾は、個人情報を委託・受託または提供する場合、契約時点でその内容を明示し、生徒・保護者の同意を得ています。

第27回全国読書作文コンクール

本の感想文にとどまらず、本から触発されて自分の考えを自分のことばで書いてほしい——子どもたちに旅させよう、思索の旅を——。

明日を担う児童生徒に、良書との出会いにより感動することのすばらしさを体得する機会を与え、豊かな感性を育むとともに、その感動を文章に表現することによって読書力・文章力・創造力の向上を図るため、当協会では毎年、全国読書作文コンクールを開催しております。

本を読んでいて「不思議だな」「いい言葉だな」「同じようなことを経験したことがあるぞ」「涙が出そうだ」「何でだろう」「これは変だぞ」「ここがポイントだぞ」「私もこうなりたい」「わくわくした」・・・こんな場面がきっとあるはずです。

本を読んで感じたことを文章にすれば、それはすべて読書作文です。自分の気持ちを大切に、自分の考え・自分の思いに素直に向き合い、とびきりの言葉でつづってください。

全国読書作文コンクールを通して子どもたちが読書・作文に親しむことで「子どもの居場所」を提供するひとつの機会となることを願っています。

第27回コンクールの実施要項は次の通り。

◆**応募資格** 小学1年生から中学3年生まで。

◆**応募区分** 次の3部門とします。

- (1)小学生・低学年の部 小学1・2・3年生
- (2)小学生・高学年の部 小学4・5・6年生
- (3)中学生の部 中学1・2・3年生



◆**応募方法**

- (1)用紙は市販の400字詰め原稿用紙を用います。
- (2)字数は小学生の部3枚以内、中学生の部5枚以内とします。
作品には必ず作文題名、対象図書題名、氏名、住所、学年、性別、学校名、学校住所、担任名を書いた紙片を添付すること。
1作品に1枚の応募票Aをホチキス止めしてください。
学校・塾の先生が取りまとめられる場合は、応募票Bを添付してください。
- (3)1対象図書について1人1点とします。
- (4)提出先は公益社団法人全国学習塾協会の正会員である学習塾、もしくは協会事務局とします。
- (5)作品は未発表のものであることとします。
(ただし、他の類似のコンクール等に応募した作品は既発表とみなします。)

◆**応募締切**

平成29年8月27日

◆**提出作品先**

提出先は全国学習塾協会事務局とします。

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2

※ただし、協会会員塾の塾生は、会員塾に提出します。

◆選考委員

ねじめ正一（詩人・作家）

佐藤忠男（日本映画大学学長・映画評論家）

宮川健郎（武蔵野大学教育学部教授）

当協会中央審査委員会代表

◆審査

一次審査の上、選考委員会にて審査します。

◆表彰

大賞 小学生の部、中学生の部 各1点

最優秀賞 小学生・低学年 1点、小学生・

高学年及び中学生 各学年1点

優秀賞 小学生及び中学生各学年数点

特選 小学生及び中学生各学年数点

入選 小学生及び中学生各学年数点

キラリ賞 若干点

◆発表

平成29年10月9日

※ただし、特選・入選は平成29年10月下旬

◆主催 公益社団法人全国学習塾協会

◆後援

経済産業省（申請中）

文部科学省（申請中）

公益社団法人読書推進運動協議会

一般財団法人出版文化産業振興財団

朝日新聞社

朝日学生新聞社

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。

TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294

メール問い合わせは <http://www.jja.or.jp/contact/>

第27回全国読書作文コンクール対象図書10冊

【小学生の部】

図書名 みてろよ！父ちゃん

くすのき しげのり 著 定価 1404円(税込) 文溪堂



運動会の徒競走で1番になれそうなアキヨシ。でも、大工の棟梁であるお父さんは仕事で見に行けません。あーあ見てほしいな、父ちゃんに、1番でゴールテープをきるのところを。ライバルのカケルくんのところは、家族六人で応援にくるとのことです。ふてくされるアキヨシですが、運動会の前日、お母さんに連れられて行った小学校で、運動場のテントをたった一人で点検するお父さんの姿を見ます。アキヨシのことを思うお父さんは、自分なりのやり方で行動に移したのです。そして、それを決して誰にも自慢しようとはせず、黙々と仕事をやりとげます。アキヨシは、その後ろ姿からお父さんの考え方や、生きざまを学びます。お父さんの思いを知ったことにより、反発する気持ちが徒競走を頑張る気持ちへと変わります。親子の素敵な関係を描いた読み物です。

図書名 夜やってくる動物のお医者さん

高橋 うらら 著 定価 1296円(税込) フレーベル館



夜間往診の動物のお医者さんって知っていますか？ 大切なペットが病気で苦しんでいる夜、かかりつけの動物病院に見てもらえないときに、電話で呼ぶと患者さんの家までやってくるお医者さんです。梅原英輝先生は、初めは動物病院に勤めて、犬やネコ以外にもウサギ、鳥、は虫類などたくさんの動物を診療していました。勤務していた病院が夜間受付もしていたので、夜、病気やけがをしたペットを連れてくる家族の方がどんなに多く、大変なのかをよく知ることになりました。そしていろいろな家を訪ねて治療するうちに、ペットの「命のみとり」をささえることもとても大切なことだと気づいたのです。

死を前にしたペットが最期の日々をなるべく苦しまずに過ごせるようにサポートすること、心細く不安な気持ちでいっぱい飼主さんに寄りそいながら診察すること。そのことを教えてくれたのは、犬のウェンディでした。動物の命も人間と同じように尊いものなのです。

図書名 なみだの穴

まはら 三桃 著 定価 1512円(税込) 小峰書店



「なみだの穴は風にはこぼれて移動する。丘にもあがるし、空にも流れる。ただし、それは必要としている人のところへだ。なみだの穴は、なみだをこらえている人のところへ流れて行って、悲しみをすいとってくれるのさ」。泣くことをこらえている人の前に突然現れるという「なみだの穴」。父の転勤でとつぜんの転校が決まり、クラスメートと別れることになった光太。大好きな甘い物をたつてレスリングの練習にはげむ真矢。ひとり暮らしになったおじいちゃんを心配する未来。少年野球でエースの兄と2軍の弟の心の葛藤。心がはげしく動くと、すぐになみだがあふれてしまう、泣き虫の幸三……。

どこかで縁がつながる登場人物たち。そんな中で、がんばる子どもたちとなみだにまつわる6つの話。

【小学生・中学生の部共通】

図書名 チキン！

いとう みく 著 定価1404円(税込) 文研出版

めんどろなトラブルをできるだけ避けて生きてきたぼく、日色拓。転校生の真中凜さんは気が強く、言いたいことをはっきり言うタイプ。他人につっかかってばかりなので、クラスで浮いてしまっている。女子のリーダー、仙道さんからはとくにうとまれていて、そのたびにぼくは板ばさみになってしまう。関わりたくない心を見すかされて、ぼくは真中さんに「チキン」なんてあだ名をつけられてし



まった。いちばんの被害者はぼくかもしれない！

いいたい事はなんだってという転校生の真中さん。いっていることはまちがってないんだけど、正直うざい。だって、まちがったことなんてそこらじゅうに転がっていて、そういう中でぼくらはがまんしたり、見て見ぬふりをしたりして、毎日をクリアしているんだから。

おっとりした性格の日色の目から語られる、ユーモア満載の学校生活。ちょっと考えさせられて、さわやかな読後感のお話です。

図書名 不可能とは、可能性だ

笹井 恵理子 著 定価1512円(税込) 金の星社



3歳の時に事故で左手を失ったクロスカントリースキー・新田佳浩選手。パラリンピックで2つの金メダルを獲得した彼の半生を、夢をかなえるために大切な「10の言葉」ともにつづったノンフィクション。

☆著者・笹井恵理子さんからのメッセージ

この本は、障害をもった人が苦しさを乗り越えていく、いわゆる“根性物語”ではありません。誰にだって苦手なことやコンプレックスに感じることはあると思いますが、新田選手は、できないことは知恵と工夫で補えるものだと力強く言います。

彼の言葉は、障害の有無に関係なく、誰もが共感でき、前向きな気持ちになれるものです。私自身、彼への取材を通して、自分の中にあるマイナスな気持ちが、プラスのエネルギーへと変わりました。自分は周りの人より劣っているのではないか、そんな悩みを持つみなさんに読んでほしい一冊です。

図書名 幽霊少年シャン

高橋 うらら 著 定価1944円(税込) 新日本出版社



砂ぼこりを巻き上げ近づく竜巻。「ドドーン！」ざわめきが止むと、まるいレモン色の光が動き回り、「アイタイ アイタイ ナツカシイ トモダチ」という声が聞こえた——。竜巻に乗って大地の目の前に現れた少年シャン。「おぼっちゃまに会いたくてあの世から来た」と言う。ひょっとして幽霊!? シャンは言った。「幽霊といっても、そんじょそこらの幽霊とはちがいますよ。ちゃんと足もあるでしょう。地に足が着いている真面目な幽霊、なんちゃって……」シャンに導かれ、大地は敗戦間近の「満州」（いまの中国東北部）へ。シャンは、70年以上昔の満州で日本人の家庭に使用人として雇われた中国の少年だった。満州への時間旅行を体験した大地がつぶやきます——「自分でよく考えず、人のいうことばかり聞いていると、とんでもない世の中になるって、よくわかった」。「満州のことを今の子どもたちに伝えたい」という体験者の思いを受け継ぎ、まとめた作品です。

図書名 サイコーのあいつとロックレボリューション

牧野 節子 著 定価1404円(税込) 国土社



ビートルズをリスペクトする暁は、バンドでのメジャーデビューをめざし、高校のなかまとロックバンドを組んでいる。だが、音楽への彼らのゆるい気持ちに物足りなさをおぼえ、じりじりしているところに、叔父の船上結婚式で、奇跡のような声を持つ光と出会い、バンドのボーカルとして迎え入れる。楽器のテクニックも抜群の光を中心に、演奏ナンバーや編曲をかえて、前のめりの暁に、しだいにメンバーの気持ちがさめていく。そして、学園祭目前に、「やめる」のメールが届く。急きよ、光とふたりの演奏にかえて臨んだ学園祭のステージは、拍手と歓声につつまれ大成功だった。いよいよめざすは、新人登竜門のコンテストだ。暁の気持ちははやるが、光に重大なアクシデントが！ さらに、いつも傍観者で、音楽に無関心に見えた父親の封印していた秘密が明かされて……。

音楽に賭ける少年の心意気と友情、父と心を通わせるまでのビートの効いた熱い物語。

【中学生の部】

図書名 ケンガイにっ！

高森 美由紀 著 定価1512円(税込) フレーベル館



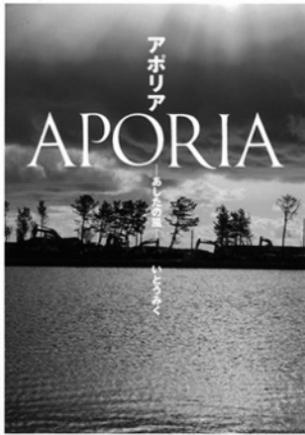
俊は小学5年生。父も母も忙しく、いつも夕食はひとりぼっち。学校でもほとんどひとりぼっち。両親が家にいないことをいいことに、部屋にこもってパソコンやスマホのオンラインゲームにどっぷり。夏休み、父の田舎で過ごすようにと両親に言われ、久しぶりに行ったばあちゃんちは……スマホがつかまらない！そこは通信圏外でコンビニもない、秘境のような田舎だった。「おくいじめや」というなぞの仕事をしているばあちゃん、漆職人の阿部さん、同じ学年のふたごの兄妹、剣太と亜紀。今までの人間関係にはない密度の濃さに、だんだんネットから現実の世界に面白さを感じている自分に気づく。そして、ふたごの妹、亜紀が拒食症に苦しむ姿を自分に重ね、俊はそっと見守り、応援する。亜紀ががんばったら、自分もがんばれる気がする、と。俊の心の中でなにかが変わっていく……。

田舎で体験する、不思議となぞと情熱のひと夏をぜひ、読書体験で味わってください。

図書名 アポリア —あしたの風—

いとう みく 著 定価1620円(税込) 童心社

2035年春、マグニチュード8.6、震度7の巨大地震が発生、津波が沿岸部を襲う。崩壊した自宅で生き埋めとなった母を救いだそうとする息子・一弥。通りかかったタクシー運転手・片桐が一弥をなぐって気絶させ避難を急ぐ。直後に大量の水が町をのみこんでいく。一弥は母親を助けられなか



図書名 青空のかげら

S・E・デュラント 著 定価1728円(税込) 鈴木出版



ったことで片桐を憎む。だが自分が引きこもってさえいなければ母は家にいなかった、母を殺したのは自分ではないかと罪悪感に苦しむ。避難先となった会社には、年齢も職業も異なる人たちが避難していた。一弥はそれぞれが抱える生身の人間としての弱さ、醜さを直視し、時にぶつかり合いながら、極限状況下でさらけだされる命の重さと向き合い、「生」への確かな手応えを求めて一歩を踏みだしていく。忘れてはいけない3・11の記憶。あの日失われた命は、もっと生きるべき人ではなかったのか。なぜ自分は生き残ったのか。生きることを問う物語。

身寄りのない姉弟ミラとザックのいちばんの願いは「家族」ができること。幼いころから、預かってくれる人の家を転々としてきましたが、とうとう行く所がなくなり、児童養護施設スキリー・ハウスで暮らすこととなります。あとから来た子が次々ともらわれていくなか、ふたり一緒に引き取ってくれる人は現れません。施設の大人たちの愛情に包まれて暮らしながらも、年齢が上がれば養子になることがさらに難しくなるとわかっているミラは、あせる気持ちと寂しさでいっぱいです。2年近くが過ぎたころ、ふたりはマーサという女性から夏のホームステイに招待されました。

最初はぎくしゃくしていたふたりとマーサですが、少しずつ打ち解けていきます。

どんなに悲しいことがあっても、空を見上げれば、雲の切れ間のどこかにきっと青空のかげらが見つかります。明日を見失いそうになったときに思い出して欲しい、愛と希望と信頼の物語です。

安心塾バイト認証制度、最新情報！

平成29年3月13日に初の認証付与事業者が誕生し、今後も月1回の判定委員会にて、認証付与事業者を順次拡大中です。
認証付与事業者の増加が人材確保、学習塾業界のイメージ向上につながります！

■安心塾バイト認証制度とは？

安心塾バイト認証制度は、「学習塾業界において、適正なアルバイトの労働条件を確保している事業者」に認証を付与することを通じて、学習塾に従事するアルバイトの利益の保護と、学習塾業界の健全な発展を図ることを目的と

し、平成28年12月26日に事業を開始しました。これまで、本制度について各学習塾業界紙等で、多く取り上げていただいたこともあり、正会員の事業者様に限らず、お問い合わせを多数いただいています。制度の普及へのご協力に関しまして、改めて御礼申し上げます。

■ 認証付与事業者

株式会社 スプリックス（東京都豊島区）
株式会社 成学社（大阪府大阪市）
株式会社 熱き情熱コーポレーション
（大分県大分市）

いずれも当協会の正会員で、「学習塾業界のために」という思いから申請していただきました。また、認証取得後のアルバイト講師の採用に関して、まだデータが少ないようですが、取得前と比較すると「好調」というお話もいただいております。

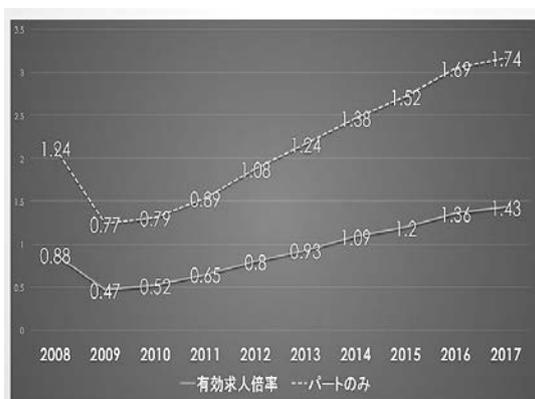
こちらは取得後の重要な指標となるので、付与事業者様にヒアリングさせていただき、次号にて改めてお伝えします。

□ 学習塾業界を取り巻く環境

■ バブル景気時を超えた！？有効求人倍率

労働人口が減少していく一方で、求人数が増加しているため、2017年2月時点での有効求人倍率は1.43倍（パート含む）です。バブル景気絶頂時の1.40倍を超えており、パートのみに限っては1.74倍という高倍率となっています。リーマンショック以降、下がることなく、現在も上昇し続けています。

「募集しても応募が全くこない」ことは何も珍しいことではありません。



有効求人倍率は右肩上がり

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査（厚生労働省2015年）

勤務経験先 1位 コンビニエンスストア 15.5%
2位 個別指導塾 14.5%
3位 スーパーマーケット 11.4%
4位 居酒屋 11.3%

さらに
集団指導6.9%+家庭教師9.1%を加えると
勤務経験者が学習塾業界全体で30.5%

■ 学生アルバイトの労働条件の確保について、学習塾業界に対して再要請！

2017年3月に厚生労働省と文部科学省が連携して、「学生アルバイトの労働条件の確保について」、2015年12月以来の再要請を行いました。

また、4月から7月まで厚生労働省が「アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン」を行っているので、今一度、自塾の労務管理の見直しを行うことが強く求められています。

■ 認証取得のメリットは？

① 自塾の労務管理の整備

認証取得のために、自塾の労務管理の認証基準（法令）への適合性をチェックする過程により、アルバイト講師に安心して働いてもらう環境を整えることができます。

② 人材確保

認証付与事業者は認証マークを掲示することができるので、アルバイト募集の際に、差別化を図ることができます。

すでに認証マーク及び制度を導入している求人媒体もあり、5月頃には他の求人媒体でも制度を導入していただく予定です。

③ 学習塾業界のイメージ向上

制度の普及により、これまでは「ブラックバイト」といった報道がなされる機会が比較

的多かった学習塾業界のイメージ向上に結び付くと考えております。

基本的には、①→②→③のサイクルとなりますが、認証付与事業者が増えるほど、③は比例して増大していくと考えておりますので、多くの事業者の方にご協力いただき、制度を普及していきたいと思っております。

■審査に要する時間は？

審査書類を受領してから認証付与まで、約1か月かかります。

もちろん指摘事項の有無やその量に応じて変動することもあり得ます。

■審査のポイントは？

認証基準（21項目）への適合性を審査しますが、重点項目は「準備・片付け時間」を労働時間としているかという点です。前記の再要請の書面においても、この項目に関しては、具体的記載例まで用いて、言及されておりました。行った業務とその労働時間を客観的に把握するために、システムの導入という方法があります。

他業種と違い、授業に対する時給と授業以外の時給という2つの時給が存在することも多い業種のため、労働時間の適正な管理、給与計算が煩雑になるのが学習塾業界ですので、そういったニーズに応えたシステムをご活用いただくことを協会は推奨します。

■判定委員会は月に1度を予定

審査の流れは、認証を申請する事業所（教室）一覧名簿をお送りいただくことからスタートします。その後、審査書類をご準備いただき、審査（指摘改善含む）を行い、判定に至ります。判定委員会は月に1度の開催を予定しています。

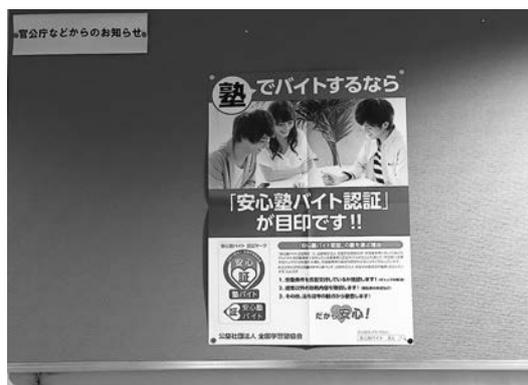
■大学にポスターを掲示

塾講師アルバイトに従事するのは大学生であるケースが非常に多いため、実際に働かれる方に制度を知ってもらいたいという思いから、全国100校以上の大学にポスターの掲示をお願いしました。

政府官庁の広報物しか掲示していないという大学も、制度の趣旨をご説明すると、「そういうことならぜひご協力させていただきます」というように言っていただくことも珍しくありません。

大学も「学業とアルバイトの両立」のために、学生のアバイト先に対しては、かなり注意を払っていると感じました。

大学生の主要アルバイト先である学習塾として、安心して働くことができる環境でお出迎えしたいと思っています。



ポスター掲出にご協力いただいた早稲田大学

■「安心塾バイト認証取得のための制度説明会」開催のご案内

協会では、安心塾バイト認証制度の普及を目的に、次のような場として制度説明会を開催します。

- ・新規申請を目指す事業者や新任担当者に、安心塾バイト認証制度を理解してもらう場
- ・学生アルバイトに関する労働関係法令に基づく体制構築や運用への戸惑い軽減のため、構築や運用のイメージを伝える場

【参加対象者】（※ただし、1社あたり参加人数は原則2名まで）

- ①安心塾バイト認証の新規申請を目指す事業者
- ②安心塾バイト認証の新規申請中の事業者

【費用】 無料

【開催日程】（※各回、定員に達した場合は募集を締め切らせていただきます）

I. 平成29年5月18日（木）10時30分～、または14時30分～〈残りわずか〉

II. 平成29年6月15日（木）10時30分～、また

は14時30分～

III. 平成29年7月20日（木）10時30分～、または14時30分～

【所要時間】 120分

【説明内容】 安心塾バイト認証制度の概要（取得までの流れ含む） 安心塾バイト認証基準の概要と必要な体制構築のポイント 必要な体制構築時の留意点 質疑応答・個別相談対応（希望者のみ）

【会場】 協会事務局 東京都豊島区南大塚3-3-9-2 南大塚MTビル5F J R 山手線大塚駅より徒歩3分

【申込み】 完全予約制（開催日の1週間前までにお申し込み下さい。）

認証の申請は任意ですが、あらゆる事業者は「法令」を遵守しなければならないので、申請する、しないに関わらず、自塾の労務管理を整備していきたい、現在の労務管理の法令への適合性を確認したい場合は協会までお問い合わせください。

JJAインフォメーション



講師スキルアップ、新人研修、能力開発に最適！学習塾講師検定集団指導2級・3級申込受付中(5月25日まで)！

～東京、名古屋、大阪、福岡、仙台の5会場、自塾教室を準会場とすることで受験がしやすくなりました～

協会では、各学習塾における優秀な人材の確保・育成を図るために、学習塾講師能力評価システムの構築に取り組み、学習塾のミッションと期待される講師像を定義した上で、「学習塾講師集団指導1級」「学習塾講師集団指導2級」及び「学習塾講師集団指導3級」検定試験を実施しております。

学習塾講師検定は、現役の講師を主な対象として集団指導2級をご用意しております。若手講師のみならず、中堅・ベテランの講師



も、自らの基礎力を再確認し、能力開発に役

立てられるような内容となっています。2級試験は『テキスト学習・筆記試験』と『実技試験』の2つの段階を有しています。集団指導2級を認定されるためには「『テキスト学習・筆記試験』の合格と『実技試験』の受験合格」が求められます。現在、30名の1級資格取得者、約530名の2級資格取得者と150名の3級資格取得者がおります。



消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 公益社団法人が付与する「学習塾認証」のご活用を！！

学習塾業では特定商取引に関する法律に加え、取り扱う情報が個人の機密事項が多く含まれるという特性があり、個人情報保護法等の法令の遵守が必要とされる一方、サービス内容等の消費者への適切な情報提供、顧客相談窓口の充実など、消費者からの苦情・相談を低減する取り組みも必要とされています。

当協会では、このような状況を鑑み、消費者からの苦情・相談内容や業界の実態を踏まえ、子どもたち及びその保護者が安心してサービスを受けられることを目的とした、学習塾業認証基準を策定いたしました。

学習塾認証は、それらの法律への適合性を含む学習塾業認証基準に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、公正で適切な管理運営システムを確立し運用していることを直接顧客層にアピールする有効なツールとして活用することができます。

アピールできるポイントは次の6点です。

- ☞ **消費者へ十分に適切な情報提供をしています！**
- ☞ **消費者と適正で明解な契約(解約)を行っています！**
- ☞ **通塾する子どもの安全確保を行っています！**
- ☞ **お客様相談窓口を設置してその充実を図って**

より高い頂きを目指してチャレンジを始めてください。

詳しくは、協会webサイトをご覧ください。

<http://www.jja.or.jp/approve/index.html>

同サイトでは、学習塾講師検定の申込方法や申込書ダウンロード、審査基準、準会場運営要領などを見ることができます。



います！

☞ **消費者へ十分に適切な個人情報保護を行っています！**

☞ **こうしたことが、継続的に守られ、改善されています！**

今年度前期申請*を受付をいたします。

【*前期申請期間】

平成29年4月1日～5月31日

認証目安 平成29年9月初旬

【後期申請期間】

平成29年9月1日～10月31日

認証目安 平成30年2月初旬

詳しくは、協会 web サイトをご覧ください。

<http://www.jja.or.jp/certify/ninshou.html>

同サイトでは、学習塾認証制度 FAQ、学習塾業認証 認証基準、認証審査申請書、申請

誓約書、申請に必要な申請書類（新規の方） 等がご覧になれます。

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
	個人		10,000円	
年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円	
		塾生数1000名以上 3000名未満	60,000円	
		塾生数3000名以上	120,000円	
	(2)準会員 1口		12,000円	
	(3)賛助会員 1口	法人		50,000円
		学校法人		36,000円
		団体		50,000円
個人			12,000円	

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294